



税制改正

I. 法人課税の改正

(1) 法人税率の引き下げ

- ① 法人税の税率は現行の 25.5% から **23.9%** に引き下げられます。
- ② 中小法人等の軽減税率の特例の適用期間が **2年延長** されます。

改正後の法人税率は以下の通りです。

	現行		平成27年度	
	年800万円超	年800万円以下	年800万円超	年800万円以下
大法人	25.5%	—	23.9%	—
中小法人	25.5%	19% (15%)	23.9%	19% (15%)

※年800万円以下は措置法による特例により19%⇒15%が適用されています

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

(2) 欠損金の繰越控除制度の見直し

- ① 欠損金の繰越控除限度額は平成 27 年度に 65%、平成 29 年度に 50% に引き下げられます。ただし、中小法人等については現行の控除限度額 になります。
- ② 平成 29 年度以降に生じる欠損金の繰越期間が **10 年に延長** されます。
控除限度額と繰越期間は以下の通りです。

		現行	平成27・28年度	平成29年度以降
		大法人	控除限度	80%
	繰越期間	9年	9年	10年
中小法人	控除限度	100%	100%	100%
	繰越期間	9年	9年	10年

(3) 受取配当等の益金不算入制度の見直し

- ① 受取配当等の益金不算入については、持株比率の基準が見直されました。
- ② 計算の煩雑化を考慮して、その他の株式等及び非支配目的株式等については**負債**

利子控除額の計算は行わないこととなります。

益金不算入の計算は以下の通りです。

現行		平成27年度以降		
持株比率	益金不算入割合	持株比率	益金不算入割合	負債利子控除
完全子会社法人等 100%	100%	完全子会社法人等 100%	100%	する
関係法人株式等 25%以上 100%未満		関係法人株式等 1/3超100%未満 その他の株式等 5%超 1/3以下		
関係法人株式等以外 25%未満	50%	5%以下	20%	しない

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

(4) 所得拡大促進税制の緩和

雇用者給与等支給増加割合の適用要件が緩和され、下記のように変更となります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
現行	3%	5%	5%
中小法人	3%	3%	3%
大法人	3%	4%	5%

II. 個人所得税・贈与税の改正

(1) 住宅ローン減税等の適用期限の延長

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等については適用期限が、平成 29 年 12 月 31 日から、**平成 31 年 6 月 30 日まで 1 年 6 ヶ月延長** されました。合わせて、その年の所得税額から控除しきれない場合の控除額を翌年度の個人住民税から控除できる住宅借入金等特別税額控除についても同様に **1 年 6 ヶ月延長** されました。

(2) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等の拡充・延長

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた

場合の贈与税の非課税については、

- ① 平成 31 年 6 月 30 日まで適用期間が延長されました。
- ② 消費税等が 8%から 10%になった場合には贈与税の非課税限度額が下記のように変わります。

契約期間	質の高い住宅	一般の住宅	中古住宅の個人間売買
～平成 27 年 12 月まで	1,500 万円	1,000 万円	1,000 万円
平成 28 年 1 月から平成 29 年 9 月	1,200 万円	700 万円	700 万円
平成 29 年 10 月から平成 30 年 9 月	1,000 万円	500 万円	500 万円
平成 30 年 10 月から平成 31 年 6 月	800 万円	300 万円	300 万円
↓			
消費税率が 10%になった場合			
契約期間	質の高い住宅	一般の住宅	中古住宅の個人間売買
～平成 27 年 12 月まで	1,500 万円	1,000 万円	1,000 万円
平成 28 年 1 月から平成 28 年 9 月	1,200 万円	700 万円	700 万円
平成 28 年 10 月から平成 29 年 9 月	3,000 万円	2,500 万円	700 万円
平成 29 年 10 月から平成 30 年 9 月	1,500 万円	1,000 万円	500 万円
平成 30 年 10 月から平成 31 年 6 月	1,200 万円	700 万円	300 万円

(3) NISA (少額投資非課税制度) の拡充

非課税口座に設けられる各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の額の上限が現行の 100 万円から 120 万円に引き上げられます。平成 28 年 1 月 1 日以後に設けられる非課税管理勘定について適用されます。

(4) ジュニア NISA (未成年者専用の NISA 口座) の創設

年間投資額 80 万円を上限に、0 歳から 19 歳までを対象に未成年者専用の NISA 口座内で管理されている上場株式等の配当や譲渡所得を非課税とするものです。平成 28 年 4 月から平成 35 年 12 月までの 8 年間の各年において 1 人につき 1 口座のみ、非課税管理勘定を開設することができます。

注意点

- ① 口座名義は未成年者ですが、実際に運用するのは親権者等です。
- ② 未成年者が一定年齢に達するまでは払い出し制限がある。払い出した場合は所得税 15%及び住民税 5%の課税が生じる。
- ③ 投資資金の贈与が非課税になるわけではない。両親や祖父母等からの拠出資金は

暦年贈与 (110 万円) の対象となる。

- ④ 非課税管理勘定において非課税となる期間は 5 年間。
- ⑤ 非課税管理勘定を開設してから 5 年後は、平成 35 年までは、新たに別の非課税管理勘定に移行する。
- ⑥ 平成 35 年で非課税管理勘定の開設は終了する。その後、平成 36 年から平成 40 年までの 5 年間、終了した非課税管理勘定は継続管理勘定で引き継ぐこととなる。※非課税管理勘定又は継続管理勘定において管理されていた上場株式等は、成年になった際、成年者 NISA に移管することができます。

(5) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

20 歳以上 50 歳未満の方がその両親又は祖父母から結婚・子育て資金を贈与された場合に要件を満たした場合は、1,000 万円までの金額に相当する金額が非課税となります。金融機関等を経由して結婚・子育て資金非課税贈与申告書を提出することになります。贈与の方法は以下の 3 つの方法によります。

- ① 信託受益権を付与された場合
- ② 贈与により取得した金銭を銀行等に預け入れをした場合
- ③ 贈与により取得した金銭等を証券会社等で有価証券等を購入した場合

(注) 受贈者が 50 歳に達した時点で使い切らなかった残額については贈与税額が課税

結婚・子育て資金として非課税の対象項目
 ・拳式費用(ただし、上限は 300 万円です。)
 ・新居の住居費(賃貸費用)・引越し費用・出産費用・子供の医療・保育費など

平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に贈与されたものが適用されます。

(担当 山本 修)